

対象：高齢者

肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の一部助成

高齢者の方が、肺炎にかかった時最も多くの原因菌は「肺炎球菌」です。町では、ワクチンの接種を受けることにより、感染症の重症化を防ぐ効果がある「肺炎球菌ワクチン」の予防接種費用の一部を助成します。

問い合わせ 保健センター ☎255811236 FAX255815994

肺炎球菌ワクチンは、任意予防接種ワクチンです。接種を希望される方は、医師と相談の上お受けください。

接種助成内容

接種助成期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日

対象者

町に住所を有し、接種日満70歳以上の方

助成金額

3,000円(1回のみ)

受付方法

申請方法 申請書(申請書例参照) ※接種後に、「三芳町肺炎球菌予防接種助成金申請書」に必要書類【接種済証兼領収書】を添付し申請していただき、後日指定口座に助成金を振り込みます。

申請受付場所 保健センター及び健康増進課窓口(平日の午前8時30分～午後5時15分)

医療機関での接種について

接種可否と接種費用は、医療機関により異なりますので確認の上予約してください。接種費用は、全額医療機関で支払ってください。

接種前に、用意していただくもの

助成申請には、「肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたこと」を証明する「接種済証・領収書」が必要で、

接種方法A 肺炎球菌ワクチンの予防接種済証兼領収書を事前用意し、肺炎球菌ワクチンの予防接種を受ける時に医療機関の受付に提出し、証明を受けてください。

助成金申請について

左記の①②のいずれかの領収書を、「三芳町肺炎球菌予防接種助成金申請書・同請求書」に添付し申請してください。

①医療機関で証明された「肺炎球菌ワクチン」の予防接種済証兼領収書

②「肺炎球菌ワクチン予防接種代金」と明記された医療機関発行の領収書 ※「三芳町肺炎球菌予防接種助成金申請書・同請求書」は、保健センター及び健康増進課に用意してあります。

6月1日～7日 第52回 水道週間



「水道に寄せける信頼 飲む安心」

水道週間とは、健康で文化的な国民生活や様々な社会経済を支える必要不可欠な生活基盤として、重要な役割を果たしている水道について、更に利用者の理解と関心を高め、今後の発展のため厚生労働省及び全国の水道事業者等が連携して広報活動を中心とした各種行事を実施するものです。

町では地震災害に備え揺れに強い水道管の布設、ループ化を進め、皆さまに安全で良質な水をお届けします。水は大切な資源です。無駄遣いしないよう節水にご協力ください。

上下水道課水道業務係(料金関係 内線254～256) 水道施設係(工事関係 内線252・253)

漏水の修理工事は、町指定の工事店をお願いします

水道工事(修繕工事含む)を行う場合は、町指定の給水装置工事事業者以外の業者は工事できませんのでご注意ください。

浄水場の維持管理

浄水場施設の運転・監視業務については、細心の注意を払う水質の調査・機械設備などの点検を行い、安全で良質な水を安定供給しています。



手話通訳者派遣事業～富士見市との広域派遣がはじまりました～

◆登録手話通訳者の誕生 町内聴覚障がい者の(耳から入る)情報を保障する観点から、町独自の手話通訳者(以下、通訳者)養成は大きな課題でした。町では、3年前から富士見市との共同開催により通訳者養成講習会を実施し、3月末に富士見市と共同で実施した「登録手話通訳者認定試験」において町内在住の2名の通訳者が誕生しました。

◆富士見市との広域手話派遣事業の開始(平成22年4月1日より) これまで聴覚障がい者の情報保障の手段である通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣は町外の団体に委託し実施していましたが、通訳者等の専門性は高い反面、地域特性の理解やニーズに即応するという点に関しては弱い部分もありました。そこで、7年前より市独自の通訳者派遣事業を実施している富士見市と共同で派遣事業を実施することにより、地域特性を理解した専門性の高い通訳者をタイムリーに派遣することが可能となりました。

◆手話通訳の利用について 手話通訳の利用は聴覚障がい者・健聴者(耳の聞こえる人)の区別なく必要な方々からの依頼に対応しています。障がい者ご本人は、もちろんのこと、地域活動において広く様々な方を対象にされる講演会やイベントを行う方にも活用いただければ幸いです。なお、派遣費用は原則無料です。

◆手話通訳者派遣担当 この事業は、富士見市社会福祉協議会に委託をして同協議会に登録した富士見市・三芳町在住の手話通訳者が通訳にお伺いします。

◆派遣の申込み 富士見市社会福祉協議会 ☎254-0747 FAX252-0111

◆派遣申込み方法や事業についての問い合わせ 三芳町福祉課障がい者福祉係 (内線176) FAX274-1051

手話通訳者の皆さん 後列左から、柴岡さん、金坂さん、日原さん、小寺さん(専任)、市村さん(専任) 前列左から、竹市さん、佐藤さん、影山さん、神作さん

鈴木さん 田口さん(事務員)

受水層の点検

ビル・マンション等には、いったん水を貯める受水層が設置されています。受水層から蛇口までの管理は所有者(設置者)の責任となります。



水道の開始・中止・届出

水道を新しく、ご使用になる場合は手続きが必要です。また引越等して水道のご使用を中止する場合は必ず5日前まで電話での連絡をお願いします。

- ・長い間水道を使用されないとき。
- ・使用者の名義が変わったとき。
- ・その他変更があるときは、届けが必要になります。

★訪問販売等に「ご注意ください!」

「水道管の洗浄や取り替え」「浄水器を設置したほうがよい」などと言いつつ、上下水道課職員を装った訪問販売が多発しています。

町では、このような販売は一切行っておりません。不審な点は、お気軽に上下水道課まで連絡ください。なお、上下水道課職員が各世帯へ訪問する場合は、身分証明書を携帯しておりますので確認してください。

身分証明書

三芳町役場

みよし 三芳 太郎

顔写真